

【総則】

- 第1条** 日本郵便株式会社(以下「当社」といいます。)は、本規約により、輸入しようとする郵便物の受取人(以下「お客さま」といいます。)の依頼によって当該郵便物に係る輸入申告及びこれに関連する通関手続の代理又は代行をする役務を提供します。
- 2** 本規約に定めのない事項については、郵便に関する条約、法令又は一般の慣習によります。
- 3** 当社は、一定の予告期間をもって当社ホームページに掲載する方法その他当社が適当と認める方法を用いてお客さまに周知することにより、本規約を変更することができるものとします。この場合、当該予告期間内に、既に継続して利用していただいているお客さまから第14条に基づくお客さまによる委任の解除が行われたいときは、かかる変更についてお客さまの同意があったものとみなします。
- 第2条** 本規約により当社が行う通関手続の範囲は、輸入しようとする郵便物の関税法に基づく輸入申告及びこれに関連する通関手続(以下「輸入申告手続」といいます。)とします。この場合において、必要とされる他の法令上の許可、承認、証明書等の取得等の手続及び輸入許可前引取手続、減免税手続、ATAカルネを使用した簡易通関手続その他特殊な通関手続は、輸入申告手続に含まないものとします。
- 第3条** お客さまは、本規約により当社が行う輸入申告手続の代理又は代行をする役務(以下「輸入通関業務」といいます。)を利用しようとするときは、当社所定の通関委任状を提出していただきます。この場合において、お客さまは、当社に対し、次の権限を委任していただきます。
- (1) 通関業法第2条第1号に規定する通関業務に関すること。
 - (2) 通関業法第7条に規定する関連業務に関すること。
- 2** 輸入通関業務の利用の契約は、お客さまが前項の規定により適正な通関委任状を提出した場合に、同通関委任状に記された委任日に成立します。また、お客さまは、輸入通関業務を継続して利用することができます。この場合は、同項の通関委任状にその旨を記載して、当社に提出していただきます。
- 3** 前項の規定による通関委任状の提出があったときは、当社は、同通関委任状に記された委任日から起算して2年間、輸入通関業務を提供します。この場合において、お客さま及び当社の双方に特段の申し出がない時は、有効期間満了の日から1年間に限り輸入通関業務の提供を延長するものとし、以後も同様とします。

【通関関係書類の記載・提出・内容品の確認】

- 第4条** お客さまは、当社からの要請に応じて、輸入しようとする郵便物の内容品の全てについて、品名、数量、正味重量、総重量、価格、価格決定に関係があるFOB、CIF等の費用負担条件等輸入申告手続の適正かつ迅速な実施のために必要な全ての情報をインボイス等の適切な書面にて当社に提出するものとします。
- 第5条** 輸入しようとする郵便物の内容品が第2条後段の他の法令上の許可、承認、証明書等の取得等の手続等を要するものである場合には、お客さまにおいて当該手続を行い、必要な書類を当社に提出するものとします。
- 2** 前項の書類の提出に係る費用は、お客さまに直接負担していただくものとします。
- 第6条** 輸入申告手続の適正かつ迅速な実施のため、当社からお客さまに内容品の詳細を照会し、又は内容品説明資料その他の輸入申告手続に必要な書類の提出を要請する場合があります。
- 2** 前項の場合において、お客さまは、当社が最初に同項の照会又は要請をした日の翌日から起算して1か月以内に、輸入の当事者として、責任ある回答をし、又は輸入申告手続に必要な書類を提出するものとします。
- 第7条** 輸入申告手続のため、輸入しようとする郵便物(信書を除きます。)の内容品の点検が必要な場合は、当社より税関に対して当該郵便物の開披検査を求める場合があります。ただし、開披検査が行われた場合でも、当該郵便物が、郵便に関する条約及び法令に違反しないことを保証するものではありません。
- 第8条** 外国から日本までの送料について、お客さまから必要な情報が提出されなかった場合は、当社が独自に設定する便宜上の「通関用運賃表」に基づき算出したものを適用して申告価格を決定するものとします。

【関税等の納付】

- 第9条** 関税又は内国消費税及び貨物割(以下「関税等」といいます。)の納付には、マルチペイメントネットワーク方式(以下「MPN方式」といいます。)を利用するものとします。
- 2** 当社は、納付すべき関税等の金額、MPN納付番号その他前項の規定による関税等の納付に必要な事項をお客さまに通知します。
- 3** お客さまは、当社が前項の通知をした日の翌日から起算して1か月以内に関税等を税関に納付するものとします。
- 第10条** 関税等の納付について、MPN方式以外の方法による場合(納期限の延長の制度を利用する場合を含む。)には、お客さまは第3条第1項又は第2項の規定による通関委任状の提出時に当社にその旨及び納付の方法を通知するものとします。

【輸入許可書】

- 第11条** 輸入許可書は、その許可を受けた郵便物に添付してお客さまに送付します。
- 2** お客さまは、輸入許可の日の翌日から起算して3年間に限り、当社に対し輸入許可書の写しの送付を請求することができます。

【委任の解除】

- 第12条** 輸入申告手続の途中において輸入しようとする郵便物の課税価格の合計が20万円以下である等の理由により、輸入申告が不要となった場合は、当社は、委任を解除することがあるものとします。委任を解除した場合、当社は、お客さまにその旨を通知します。
- 第13条** お客さまが第6条第2項、第9条第3項又は第16条第3項の規定に違反した場合その他の当社による輸入申告手続の適正かつ迅速な実施が困難と判断される場合には、当社は、委任を解除することがあるものとします。委任を解除した場合、当社はお客さまにその旨を通知します。
- 第14条** お客さまは、当社への委任を解除しようとする場合は、通関事業所に連絡するものとし、税関への輸入申告書の提出前である場合に限り、当社は委任の解除に応じるものとします。
- 第15条** 委任が解除されたときは、輸入申告が不要な郵便物として税関により賦課課税方式の通関手続が行われた場合又はお客さま若しくはその代理の通関業者が通関手続をして輸入許可された場合を除き、当該郵便物は、当社国際郵便約款の定めるところにより、配達不能のものとして返送等されるものとします。

【輸入通関業務の料金】

- 第16条** 委任に係る料金(以下「輸入申告代行手数料」といいます。)は、輸入申告一件につき、輸入申告書の欄数に応じて、次のとおりとします。
- 2欄までのもの…6, 600円 3欄から6欄までのもの…9, 300円 7欄以上のもの…12, 000円
- 2** 当社は、支払うべき輸入申告代行手数料の額、MPN納付番号その他前項の規定による輸入申告代行手数料の支払に必要な事項をお客さまに通知します。
- 3** お客さまは、当社が前項の通知をした日の翌日から起算して1か月以内に輸入申告代行手数料を当社に支払うものとします。
- 4** 関税等を納付した郵便物について、前項の規定による支払がなされない場合には、お客さまが当該郵便物の受取りを拒絶したものとみなします。
- 第17条** 既に支払われた輸入申告代行手数料は、次に掲げるものであって、かつ、それぞれ次に掲げる請求期間内において、これを支払ったお客さまからの請求があった場合に、口座振込の方法又は株式会社ゆうちょ銀行が提供する通常現金払の方法により返還します。
- (1) 当社国際郵便約款の規定により当社が損害賠償しなければならぬ場合…損害賠償の通知を受けた日から6か月
 - (2) 税関による輸入許可後に輸入申告が不要であることが判明した場合であって、当社の責めに帰すべき事由がある場合…料金を支払った日から1年
- 2** 前項の請求は、当社が指定する区分に従い、当社の事業所又は支社にこれをしていただきます。

【責任】

- 第18条** 通関関係書類の不備、誤記若しくは虚偽の記載又は当社からの照会への不適切な回答若しくは回答の遅延その他の差出人又はお客さまの責めに帰すべき事由がある場合には、輸入の不許可、送達の遅延、加算税の発生その他お客さまに不利益又は損害が生じる場合であっても、当社は一切の責任を免れるものとします。
- 2** 前項に規定する事由により輸入申告手続に関して当社に損害が生じた場合には、損害賠償請求をさせていただくことがあるものとします。
- 第19条** 第12条、第13条又は第14条の規定に基づき委任を解除した場合には、輸入申告手続に関してお客さまに生じる不利益又は損害について、当社は一切の責任を免れるものとします。
- 第20条** 輸入許可の後、当社の責めに帰すべき事由により輸入申告に誤りがあり、修正申告又は更正の請求が必要であることが確認された場合は、輸入の許可の日から5年以内に限り、お客さまの要請により、当社が無償で修正申告又は更正の請求をするものとします。
- 第21条** 輸入申告手続に係る郵便物に関する責任は、本規約に定める事項を除き、当社国際郵便約款に規定する責任の範囲に限定されるものとします。